

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年8月16日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 桐生秀昭
同 松崎淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成31年4月23日（神奈川県公報号外第34号）神奈川県監査委員公表第6号で公表した不適切事項が認められた6団体に係る8事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 国際文化観光局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団	平成31年3月7日（平成30年10月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、平成29年度かながわアートホール清掃等業務委託契約（契約額6,998,400円）に基づく委託料の支払に当たり、契約書で定めた月別委託料と毎月の請求額が異なるにもかかわらず、請求額により支払っていたため、2件、289,301円の支払が過大であり、10件、289,304円の支払が過少であった。	不適切事項については、請求書を受領した際に契約書の支払金額を確認していなかったこと及び清掃業務は毎月の清掃内容が異なり、毎月定額での請求が困難であるにもかかわらず、落札業者と綿密な調整をせずに契約を締結してしまったことによるものである。差額として過少となっている3円については、受託業者との協議により請求しないこととされた。 今後は、このようなことがないよう、請求書の支払金額を確認することとし、適正な事務執行に努めることとした。なお、落札業者と締結する契約書においては、毎月定額による支払ではなく、年間の契約額の範囲内において毎月実際の清掃業務の内容による請求書に基づき支払をする旨を記載することとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(2) スポーツ局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益財団法人神奈川県体育協会	平成31年2月4日（平成30年11月14日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、平成29年度における神奈川県立スポーツ会館の指定管理業務の対象であったステレオミキサー1点、154,980円について、事前に知事の承認を得ることなく処分していた。	不適切事項については、管理物品の処分に当たって事前に知事の承認を得る必要があることを、失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、不適切事項の内容について全職員で情報を共有するとともに、複数職員によるチェック体制を確立し、物品管理に係る適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(3) 環境農政局

<財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
公益社団法人神奈川県農業公社	平成30年11月1日（平成30年10月2日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、農地売買支援事業に従事する非常勤職員1名に対する報酬の支給に当たり、非常勤職員雇用書に定める管内行動旅費について、支給要件を満たしていないにもかかわらず、3日分3,510円を支給していた。	不適切事項の管内行動旅費については、勤務状況の確認が不十分であったことによるものである。 過大に支給した当該管内行動旅費については、平成30年10月5日に本人から返納された。 今後は、このようなことがないように、農地売買支援事業に従事する非常勤職員からの業務開始及び終了の連絡を徹底するとともに、活動日報を適正に運用することで、活動計画及び活動結果を把握し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(4) 健康医療局
 <財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
社会福祉法人 神奈川県総合 リハビリテー ション事業団	平成30年11月 12日（平成30 年10月1日か ら同月4日ま で職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県リハビリテーション病院新館オペ室生体情報モニター点検業務委託契約ほか2件（契約額計1,673,352円）について、見積合せを実施すべきところ、1者からのみ見積書を徴し、契約を締結していた。	不適切事項については、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団財務規程施行規則の見積合せを省略できる要件に関する規定について認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定について職員への周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認体制を徹底することにより、再発を防止し、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。

(5) 県土整備局
 <財政的援助団体等>

監査実施団体名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
株式会社湘南 なぎさパーク	平成31年1月 16日（平成30 年11月13日及 び同月14日職 員調査）	（不適切事項） 神奈川県立湘南海岸公園に係る指定管理業務において、平成29年度の実績報告について、自動販売機利益額を3,772,442円とすべきところ、19,176円過大に県へ報告していた。	不適切事項については、自動販売機利益額の確認が不十分であったこと及び自動販売機利益額を集計する担当者、指定管理業務の報告書を作成する担当者との情報共有に漏れがあり、そのことを所属として把握していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員で情報共有する事項を確認するなど、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。
神奈川県住宅 供給公社	平成30年11月 14日（平成30 年10月9日か ら同月11日ま で職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、平成29年9月分の電話料金（7,893円）及び同年11・12月分の水道料金・下水道使用料（1,152,903円）について、支出手続を失念したことにより納付期限後に支払っていた。 2 会計事務処理において、	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、複数の職員での確認が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新たに作成した事務マニュアルに基づき、社内の支払情報管理ツールを活用すると

		<p>二宮第2共同住宅外壁塗装 その他工事（契約額 163,620,000円）で平成29 年度中に支払った前払金 32,720,000円について、当 初は平成29年度内であった 工期を変更契約により平成 30年8月31日まで延長し、 年度内に工事が完成してい ないことから、流動資産 （工事前払金）として経理 処理すべきところ、事業原 価（維持修繕費）として処 理していた。</p> <p>3 工事事務において、伊勢 原第3・4共同住宅屋上防 水工事ほか1件の設計額の 積算に当たり、工事関係車 両の駐車場使用料の設計単 価について、税込価格を適 用していたため、消費税等 が二重に計上されることと なり、設計額（計 82,230,120円）が56,160円 過大であった。</p>	<p>もに、複数体制による進行管理 を徹底することにより、適正な 事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。</p> <p>2 会計事務処理については、担 当職員が決算時に必要な処理を 失念したことによるものであ る。</p> <p>今後は、このようなことがな いよう、当初から工事費を流動 資産（工事前払金）に計上する とともに、複数の職員が完成払 時と決算時に振替処理の確認を 行うことにより、適正な事務執 行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。</p> <p>3 工事事務については、設計書 の作成過程において駐車場使用 料の単価を消費税抜きであると 誤認したことによるものであ る。</p> <p>今後は、このようなことがな いよう、設計額の積算に当たっ ては、複数の職員が税込みの有 無を再確認するなど確認体制を 強化するとともに、社内で研修 を実施することにより、適正な 事務執行に努めることとした。</p> <p>県は、今後の適正な事務執行 について、指導した。</p>
--	--	---	---